

令和2年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和2年6月12日(金曜日)

議事日程 第3号

令和2年6月12日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議案第64号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 請願第 2号 みなかみ町地域活動支援センターの再設置について(3月継続審査)
- 日程第 3 議案第63号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 5 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	欠員
13番	中島信義君	14番	阿部賢一君
15番	高橋市郎君	16番	山田庄一君
17番	久保秀雄君	18番	小野章一君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 桑原孝治 書記 泉雪江
書記 田村勝

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

議 長（小野章一君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

議 長（小野章一君） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

なお、本日も気温の上昇が予想されますので、上着の脱着については、各自自由といたします。

日程第1 議案第64号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（小野章一君） 日程第1、議案第64号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第64号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、もしくは収入の減少が見込まれる世帯を国民健康保険税の減免対象とするため、条例改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより、議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2 請願第2号 みなかみ町地域活動支援センターの再設置について(3月継続審査)

議長(小野章一君) 日程第2、請願第2号、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について(3月継続審査)を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長山田庄一君。

(厚生常任委員長 山田庄一君登壇)

厚生常任委員長(山田庄一君) それでは、本委員会に付託されました請願第2号、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について(3月継続審査)の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

この請願は、3月定例会に「みなかみ町手をつなぐ親の会」から提出され、審議不十分として継続されたものです。

これまで障害者福祉支援の法律は、2003年まで福祉サービス等は、行政が決定をしていた措置制度以降、障害者がサービスを提供する事業者を選択し契約する仕組みの支援費制度に代わり、2005年に支援費制度では対象外となっていた精神障害者や膨らんだ財政の問題等の改善を目的に、障害者自立支援法が公布され、さらに2013年には、法律の理念の制定やサービスの必要性を図る基準が障害特性を十分に反映されていないことなどから、現在の障害者総合支援法が成立し、地域活動支援センターは、この法律の中に自治体の設置義務としてうたわれています。

地域活動支援センターとは、地域で生活をしている身体、精神、知的の障害をお持ちの方を対象に、地域社会での活動ができるように支援をしていく通所型の施設です。みなかみ町では、合併前の平成13年4月1日に、「利根西部福祉作業所ぴっころ」が開所され、平成19年4月1日、地域活動支援センターに移行後、平成27年から財政面や運営状況を考える中で、就労継続支援B型に移行するかどうかの検討が行われ、29年10月1日、移行されました。

委員会では、当局や関係団体と協議する中で、この間の経緯や現状の把握に努め、現在、町内に住所を有し、町外の地域活動支援センターを利用している障害者の方は、昭和村在

宅重度心身障害者デイサービスセンターに3人、渋川市地域活動支援センターに5人、吉岡町地域活動支援センターに2人、沼田市にある共同利用あおぞらに5人が利用しており、住所地特例により費用はみなかみ町の負担となっていることや、再設置した場合、実利用は10名以上にならないとほとんど町が負担することになるという説明を受け、再設置による財政面や就労継続支援B型との併設の可能性、利根沼田の現状等の調査の必要性から継続としました。

その後、5月8日に、利根沼田障害者相談支援センターの所長さんにお越しいただき、利根沼田の地域活動支援センターの障害者、障害児の受入れの実情や、介護施設の運営状況などの説明を受けました。その説明では、利根沼田の現状については、沼田市が沼田第一・第二福祉作業所、定員35名、契約者26名、利用者22名。沼田市白沢福祉作業所、定員10名、契約9名、利用者6名。あおぞら作業所、ここは精神障害者の方の地域活動支援センターです。沼田市全体で障害者が通所できる施設は、定員195名、契約者163名、利用者91名で、共生型の50名を除いても150名近くの方が利用可能となっている。

利根郡の状況は、みなかみ町はびっころ、ここは地域活動支援センターではありませんが、定員20名、契約者21名、利用者20名、昭和村はデイサービスセンター燦が地域活動支援センターですが、契約者、利用者に余裕があるので、他町村の利用も可能、利根郡全体では、定員103名、契約者103名、利用者96名。利根沼田全域では、定員298名、契約者266名、利用者187名で、余裕がある状態となっております。

地域活動支援センターは、基本、設置している市町村民の利用が原則だが、あおぞら作業所については精神の方が対象なので、設置は沼田市だが、郡内町村の方が負担金を支払う形で設置されている。このことから、障害者総合支援法でうたわれている自治体の設置義務に関しては、各町村が地域活動支援センターを持っていると考えられるため問題ないとされている等の説明がありました。

以上のことを参考に、この5日、委員会は開かれ、委員からは、今回の請願の趣旨、文章には、設置義務のある地域活動支援センターを早急に再設置することを強く請願するとあるが、広域を含めた他自治体の施設も負担金を支払うことで対応ができることや、既存の通所施設の定員にも余裕がある。

みなかみ町に再設置した場合、利用者の数やそれに関連した運営費等も考慮する必要があり、そのあたりを請願者にしっかり説明する必要がある。しかし、請願の趣旨は理解できるので、趣旨採択としたい。

請願内容を見ると、今後、障害者が増え、行く場所がなくなることが一番の不安の声かと思う。その対応が重要になるが、それぞれの施設が思いを持った中で運営されており、内容も様々である。これから、就労継続支援B型事業所が多種多様にニーズを拾い設置されていくことを考えると、この請願の趣旨はもっともだと考え、趣旨採択が妥当である。

以上のような意見が多くあり、討論はなく、採決の結果、請願第2号、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について（3月継続審査）は、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定しました。

以上、委員長報告とします。

議長（小野章一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
請願第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて請願第2号についての質疑を終結いたします。
これより請願第2号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり趣旨採択することに対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について（3月継続審査）を採
決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号、みなかみ町地域活動支援センターの再設置について（3月継続審
査）は、趣旨採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第63号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（小野章一君） 日程第3、議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

本案については、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ち
に質疑に入ります。

議案第63号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 予算書の4ページ、歳入で、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億767万3,000円について、
国の1次補正予算の1兆円のうちの額と思いますが、まさに本日、国において第2次補正
予算が成立されると思いますが、その中に2兆円を追加した地方創生臨時交付金が含まれ
ていると思います。ということは、おおよそ倍の額が今後みなかみ町に入ってくるという
ことでまず理解してよろしいかということと、その場合、新規の対策経費に充てるのか、
あるいは既に予算化している財政調整基金に振り替えるのかも含めてお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 石坂議員おっしゃるとおり、国の今日可決になるだろうという補正予算で、地方創生臨時交付金が2兆円、予算計上されています、その詳細、地方配分がどういう配分になるかという詳細な情報はまだ来ておりません。ですので、決まったところで、もう既に町としては5億円余りの一般財源を、基金を取り崩して手当していますので、財源的には十分それをカバーできるような予算になっているんですけども、ただ現状、町は第2弾の経済対策をやっていますけれども、これでどの程度町の経済が回復できるのかと、そういった状況も見ながら総合的に判断して、これから判断していきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） この地方創生臨時交付金については、使用用途に縛りがあるのか、まず伺いたい。また、縛りがある場合は、その内容も併せて教えていただきたいと思います。また、既に具体的な計画が、先ほどの回答だとまだそこまでないというようなことらしいんですけども、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

議 長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまのご質問にお答えします。

地方創生臨時交付金でございますけれども、その使用の用途につきましては制約がございます、単なる補填というんですか、給与補償、補償金のようなものは対象になりません。ほかは、コロナ対策関連に資すれば対象となるということであります。

今回、1次配分された1兆円のうちの7割が今回示されたということで、補正予算に計上しているわけでございますけれども、この交付金を受けるためには自治体のほうで実施計画をつくらなければなりません。実施計画につきましては、既に5月に第1次の補正分と第2次、今回ご審議いただいている補正分の予定を含めまして、その地方単独の部分で集計しまして、実施計画を国のほうに上げているところでございます。ちょっと付け加えますと、2次で国が示した分というのは、今後また、5月に上げた実施計画を秋頃に修正というか、変更で上げるということで予定しております。

以上です。

議 長（小野章一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 3問目に今なりますので、最後に、今回の補正を含んで、積極的な各種施策展開をしていることに対しては敬意を表したいと思います。その上でちょっとお聞きしますけれども、その各種項目、事業内容等に予算不足が当然想定されるのかなということが私自身あるわけなんですけれども、とすると当然、前回もお聞きしているところなんですけれども、それらを補う意味を含め、状況によっては3次、4次も当然あり得ると、そういうことでよろしいでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほどお話しさせてもらいましたけれども、今、対策として打ち出している町の予算が足りなくなった場合、補正するのかどうかという、それはもちろん、途中で予算が終わりましたからやめますというわけにはなかなかいかないのかなと思いますので、

それは補正で対応していきたいというふうに思っています。

それと、新たな対策を3弾、4弾を打っていくのかというお話ですけれども、これについては、やっぱり状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今まで第1次補正、それから今日、第2次が提案されるわけですが、この中身については、両方とも生活を守るための支援というか、そういうところに重点が置かれてきたのかなと思います。今日現在、全国的に一定程度このコロナが落ち着いてきて、これからどうやって生活を回していくのか、経済を回していくのかと、こういうのが大変重要になってくるのかなと思います。そういう意味では、経済を回すこれからの対策としては、そちらにもぜひ力を入れて施策を打ってほしいなど、こんなふうに考えているところであります。

町のいろんな細かい施策を提案していただいております。1つは、アウトドアスポーツというか、その会社に対して一律20万円支給をしていきますよと、こういう提案がなされています。今日までの経過の中で聞こえてきたのは、アウトドアの人たちがみなかみなどのぐらゐの人が誘客できているか、これがなかなか、町も含めて、観光協会それから商工会等で把握できていなかったというか、そういう経過もあるかと思ひます。

今このコロナの問題を考へるときに、行政を含めていろんな、行政を含めて機関が力を合わせて一つになって対応しなければならないと、こういう時期に来ているのではないかなど、こんなふうに思ひます。

アウトドアといつても、キャニオニングだとかラフティングだとかいろんな業種があるかと思ひますけれども、そういう業種がどのぐらゐあつて、業者がどのぐらゐいるのかなど。そして、その業者と言われる中に個人で営業している人たちもいるのかどうか、その辺も分かればお聞かせをいただきたいと思ひます。

議長（小野章一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

まず、事業者数なんですけれども、アウトドア連合会に加盟されている事業者が現在37名というふうに聞いております。それと、アウトドア事業者に加盟されていない法人の事業者ですけれども、これが1名というふうに伺っております。業種については非常に様々、アウトドア、ラフティングですとかキャニオニングですとかがメインになっているんですけれども、そのほか、ここ数年はサップですとかいろいろな新しいメニューも考へてきていますので、その業者によって多くのアクティビティを扱っているところがございます。個人か法人かというのがまだしっかり把握していないんですけれども、今後お調べして報告をしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 第1次の補正の中でも、町内に在住して町内で営業をしていると、こういう1つの制約があったかと思います。最近、ラフティングの業者も町内だけでなくいろんなところで営業をしていると、こんなことも伝え聞いております。ラフティングの業者に一律20万円と、こういう支給をするわけですがけれども、これの確認というか、その辺の方法についてはどんな形でやっていけるのかなど。その辺の具体的な支援の仕方というのがあればちょっと、今具体的にになっていけばちょっと教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

事業継続の支援金20万の今回の支援金につきましては、現在12件申請が上がってきて、受付をしております。アウトドア連合会さんで総会等を開いていただいて、各事業者、このゴールデンウィーク期間中、4月29日から5月6日までは休業しようという形で申合せをしております。アウトドア連合会に入っている事業者以外には、私も直接お伺いして休業のお願いに上がりました。

この休業をしているかしていないかというのは、アウトドア連合会がしっかりチェックをしておりますし、確認の方法については、ホームページに掲載している記事や画面ですとか、店舗がこの期間休業していますというチラシなどを提出していただいております。そのほか、申請のときに個々に、申請皆さん来ていただいておりますので、その際にしっかりした確認を取って、休業の確認を取っております。

県が行う休業補償を受給、給付された方もいらっしゃいます。例えばホテルとアウトドアを併用してやっているですとか、アウトドアと他の業種を併用してやっているとかの事業者さんについては、県の休業補償の給付を受けた方はそちらを優先していただいて、町のほうからの受給はなしというような形で、今進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） アウトドアスポーツもここ数年来、みなかみ町の観光にとって大変重要なイベントの一つだと思っています。こういう人たちと連携を取りながらこのみなかみの経済を回していくと、これ大変大事なことになっていくんだと思います。そういう意味では、冒頭申し上げましたけれども、いろんな数の報告だとかそういうのも、しっかり行政のほうも把握をしていただいて、協力し合いながらこのみなかみの経済を回していくと、こういう形の中でしっかり歩調を合わせていくと、こういうことを強く要請をしながら私の発言を終わりたいと思います。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出について

議長(小野章一君) 日程第4、閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第5 字句等の整理委任について

議長(小野章一君) 日程第5、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本会議で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議長（小野章一君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長（小野章一君） 閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

真夏のような暑い日が続いておりましたが、昨日、関東地方の梅雨入りの発表があり、今後数日、雨や曇りの空模様が予想されております。四季の移ろいを感じているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策における群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく警戒度について、明日から警戒度1に移行する予定です。これにより、学校は分散登校から毎日登校が可能になります。県境をまたぐ観光は、6月19日から徐々に再開をされます。また、県が補正予算で、県民宿泊に5,000円の補助をする泊まって応援キャンペーンを決定いたしました。これは、観光を主産業とするみなかみ町にとっては大きな追い風になります。各団体が作成した感染予防のガイドラインを遵守し、多くのお客様をお迎えしたいと思います。

この困難を町民皆さんと心をつなげて乗り越えていくために、第2弾となる新型コロナウイルス感染症緊急支援対策を今議会で決定をしていただきました。町民の皆さんには引き続き、新しい生活様式の厳守など協力をお願いしなければなりません。私もコロナ終息に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、今議会上に提案いたしました案件は、報告5件、諮問2件、条例7件、補正予算1件、その他1件であります。今議会においても大変積極的なご議論をいただいた上、ご提案申し上げました全ての案件についてご承認いただきました。改めて感謝を申し上げます。

これからも議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長閉会挨拶

議長（小野章一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

定例会中は終始熱心なご審議を賜るとともに、各委員会においても慎重な審議をしていただきました。議員各位と町長をはじめ当局の皆様のご協力をいただき、全ての案件が無

事終了することができました。

緊急事態宣言が解除となり、経済活動の回復が期待される一方で、感染拡大が懸念されているところであります。新しい生活様式の定着による社会経済活動と感染防止の両立が求められています。

議員の皆様には、こうした状況を踏まえ、体調にはくれぐれも注意をしていただき、議員活動をしていただきたいと思います。

最後に、今期定例会において予定されました案件の全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。議員並びに関係者、当局の皆様方に感謝を申し上げます、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議 長（小野章一君） これで令和2年第3回（6月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

（9時32分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月12日

みなかみ町議会議長 小 野 章 一

署名議員 1 番 牧 田 直 己

署名議員 1 1 番 石 坂 武